瀬戸市監査委員告示第2号

瀬戸市監査委員の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成19年瀬戸市監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

瀬戸市監査委員 加藤多喜雄

瀬戸市監査委員 伊藤勝朗

瀬戸市監査委員 水野勝美

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前		
別表			別	別表		
	条例等の名称	該当条項		条例等の名称	該当条項	
	瀬戸市情報公開条例	第6条第1項		瀬戸市情報公開条例	第8条第1項	
	(平成12年瀬戸市			(平成12年瀬戸市		
	条例第5号)			条例第5号)		
	瀬戸市個人情報保護	第16条第1項 <u>、第</u>		瀬戸市個人情報保護	第16条第1項 <u>、第</u>	
	条例(平成5年瀬戸市	<u>29条第1項</u> 及び <u>第</u>		条例(平成5年瀬戸市	<u>21条第1項</u> 及び <u>第</u>	
	条例第25号)	36条第1項		条例第25号)	2 4 条第 1 項	

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。